

令和2年5月1日

保護者の皆様へ

山ノ内保育園  
京都市

## 新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急の取組について（4月28日現在）

平素より、本市の児童福祉行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大の懸念が続く中で、一層の感染拡大防止を図る緊急的な取組として、令和2年4月17日から保育園等の受入条件の厳格化を図ったところ  
です。その後、この方針に基づき、多くの保護者の皆様に御協力をいただいていた結果、  
園児の登園率は大幅に低下し、保育施設における感染拡大の防止に大きくつながっている  
ものと考えております。

一方で、国における緊急事態宣言の期間延長の判断時期は未定である中、本市における  
感染者も依然として発生している状況や子どもの安心・安全を第一に考えた場合、引き続  
き感染拡大防止の徹底を図る必要があると判断し、現在の取組について下記のとおり期間  
を延長することといたしましたので、御理解・御協力をいただきますようお願いします。

記

### 1 当面の間における保育の取扱いについて

#### (1) 保育の対象世帯 **継続**

原則として、全ての保護者が①②のいずれかに該当する世帯を対象に、開所します。

① 就労のため、職場への出勤が必要な場合

② 福祉的配慮（障害，出産，介護，その他の配慮の必要な事項）の必要な場合

#### (2) 自宅での保育の依頼 **継続**

在宅勤務等，上記①②に該当しない世帯は，家庭で保育いただくようお願いします。

なお、上記①②に該当する場合であっても、園児はもとより、御家族の中で風邪の  
症状（発熱，咳，鼻水，下痢など）等が見られる方がいる場合は、感染拡大防止の観  
点から、登園を控えてください。

#### (3) 上記の適用時期 **変更あり**

4月17日（金）から5月31日（日）まで

#### (4) その他 **継続**

登園を控えていただいた場合でも、子どもの相談等については、さまざまな相談窓  
口（別紙1参照）で受け付けていますので、是非、御利用ください。

なお、6月1日以降の取扱いについては、改めてお伝えします。

### 2 子育て支援施設の対応一覧 **変更あり**

別紙2のとおり

### 3 利用者負担額（保育料）の取扱い **変更あり**

新型コロナウイルス感染症対策に関連して、保育園等の登園を自粛した児童について  
は、登園を自粛した日に応じて、日割り計算を行い、保育料を減額する取扱いを行うこ

ととしていますが、今回、家庭での保育の協力依頼の期間が5月31日まで継続したことから、保育料日割り計算の取扱いについても、5月31日まで継続いたします。

登園自粛期間中の保育料については、いったん全額お支払いいただいたのち、後日還付額等についてお知らせを行う予定です。

#### 4 感染症対策の徹底のお願い **継続**

- ・ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるようにしてください。
- ・ 手洗いや咳エチケット等、基本的な感染症対策を徹底してください。

- 帰宅時や調理の前後、食事の前などにこまめに石鹸やアルコール消毒液などで手を洗いましょう。
- 咳などの症状がある場合は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにもウイルスが付着し、ドアノブ等を介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、マスクを着用する等、咳エチケットを行ってください。
- 持病がある方などは、公共交通機関や人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

#### 5 登園前の健康観察の実施等 **継続**

- ・ 登園前に、発熱や咳などの風邪の症状はないかなど、健康観察を行ってください。
- ・ **お子様や御家族に発熱や咳等の風邪の症状がみられる場合や利用に当たって不安を感じられる場合は当園に連絡のうえ、登園を控えてください。**
- ・ お子様に発熱や咳等の風邪の症状があり、医療機関を受診した結果についても、当園まで連絡をお願いします。**(特に、お子様や御家族の方でPCR検査を実施される場合や検査結果が判明した場合(陰性の場合も含む)には、速やかに当園まで連絡いただきますようお願いいたします。**なお、園児又は施設職員においてPCR検査で陽性反応が出た場合は、最終登園日(出勤日)の翌日から14日間は園を休園することを基本的な考え方としています。)
- ・ 以下の症状が続く場合は、速やかに、**帰国者・接触者相談センター(電話075-222-3421、土・日・祝日を含む24時間対応)に御相談いただくとともに、当園まで連絡をお願いします。**

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある
- ※ 基礎疾患等がある方や妊婦の方は、上の状態が2日程度続く場合

#### 6 その他 **継続**

- ・ 当園においては、新型コロナウイルス感染症を理由とする差別や偏見などの人権侵害が生じないように、十分に配慮して指導しておりますので、利用者の皆様におかれましても、御理解と御協力をお願いいたします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症におきましては、日々状況が変化していることから、今後の状況により、改めて保護者の皆様に御協力をお願いする場合がありますので、御承知おきください。